

# 確定拠出年金の運用に関する 専門委員会について(概要)

※ 当資料については、事務局の責任でまとめたものである。

# 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 報告書(概要)①

## 1. 加入者による運用商品選択への支援

- DC制度は、加入者が自己の責任において運用の指図を行い、その運用結果に基づいた給付を受け取る制度であることから、所得確保という制度の目的にかんがみると、加入者自身が適切に運用商品を選択できるよう支援を行う必要。

### <具体的な内容>

- (1) 運用商品提供数の上限：35本（企業型年金、個人型年金共通）。
- (2) 運用商品の数え方：原則は運用の指図を行う対象ごとに1本と数え、ターゲット・イヤー型の商品に限り、ターゲット・イヤーだけが異なる商品（シリーズ）をまとめて1本と数える。
- (3) 運用商品の選定の際に留意すべき事項：
  - ・ 上限一杯まで設定・追加するのではなく、加入者が真に必要なものに限って運用商品が提供されるよう、運営管理機関等と労使が主体的に提供商品を設定し、定期的に見直していく。
  - ・ 事業主や運営管理機関等が運用商品を厳選するに当たって、①運用商品全体のラインナップが加入者の高齢期の所得確保の視点から見て、バランスのとれたものであること、②運用商品が加入者の効果的な運用に資するよう、個々の運用商品の質（手数料含む。）、を十分吟味し、その選定理由を説明する。
- (4) 運用商品の提示に当たって併せて講じる措置：運用商品の全体構成に関する説明を行うとともに、運用商品の提示の仕方の工夫を行う。
- (5) 運用商品の除外の際に実務上留意すべき事項：除外商品を決定する考慮要素等実務上の留意点と除外方法等の周知を行う。

## 2. 運用商品を選択しない者への支援

### (1) 指定運用方法の基本的な考え方と基準

- DC制度においては、加入者自身で運用商品を選択することが基本であるが、加入者による運用の指図が行われない場合があり、そのような例外的な場合のために、改正法において、加入者の運用指図権を保護し、自ら運用指図を行うことを促す観点から、特定期間（3ヶ月以上で規約で定める期間）や猶予期間（2週間以上で規約で定める期間）を設ける等の丁寧な手続規定を整備。その上で、手続を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」を法律上位置づけた。
- 指定運用方法の基準について定めた改正法第23条の2第2項は、DC制度の本旨である高齢期の所得確保に資する運用として、指図しない加入者に適用しても適切なものとなるよう、指定運用方法が目指す目的を定めたものであり、次のようなものが適当。（特定の運用商品を指定あるいは除外するというものではない。）
  - ・ 長期的な観点から、物価、為替相場、金利その他経済事情の変動（価格変動、信用の変化等）により生ずる損失（名目・実質）の可能性（リスク）に関し、加入者集団にとって必要な考慮がなされているものであること。
  - ・ 指定運用方法により見込まれる収益（名目・実質）が上記で規定する損失の可能性（リスク）との関係で合理的であることを説明できるものであって、加入者集団にとって必要な収益の確保が見込まれるものであること。
  - ・ 指定運用方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用（販売手数料、信託財産留保額、保険商品の解約控除等）が、見込まれる収益に照らし、過大でないこと。

# 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 報告書(概要)③

## (2) 指定運用方法の設定プロセス

- ・ 労使や運営管理機関等において、加入者集団のリスク許容度や期待収益等を考慮・検討しながら、基準に基づき商品を決定

### 【着眼点（イメージ）】

- ・ 主に加入者集団に係るもの：加入者属性、金融商品への理解度、加入者ニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ 等
- ・ 主に商品に係るもの（リスク・リターン特性）：期待収益率、価格の変動の大きさ、累積投資額を上回る可能（確実）性、実質価値（購買力）の維持可能性、分散投資効果 等

## (3) 加入者への情報提供等について：

- ・ 指定運用方法が適用されたとしても、加入者が自身の資産形成状況やライフプランに合った投資選択かを確認し、自身に適さない商品であれば他の商品を選択することが重要である。
- ・ このため、指定運用方法の選定理由を十分に説明することが基本。また、指図権に関する加入者保護を徹底し、受託者責任を果たす観点から、次の措置を講ずることが適当である。
  - ・ 施行日後の新規加入者から、指定運用方法が適用される旨を理解したことの確認を得るよう、運営管理機関等に対して奨励
  - ・ 運営管理機関等は、指定運用方法の運用の結果（利益・損失）につき、その責任は加入者本人に帰属する旨に加え、元本確保型商品などが指定運用方法に選定されている場合にはより収益を上げる投資機会を逃す可能性があることや、インフレになれば実質価値を維持できない可能性があることについても、加入者へ情報提供
- ・ さらに、指定運用方法が適用後も、運用の指図を行うことができることなどについて、加入者に継続的な情報提供等を行うことが適当

## 3. DC制度全体における運用全般の在り方・関係者の取組

- 現在、デフォルト商品で元本確保型商品により運用を行っているのはDC制度全体の9%であり、また、改正後、指定運用方法の対象となる者は新たな加入者である。このため、元本確保型商品の残高が多いことについては、DC制度全体の課題として受け止め、高齢期の資産形成に資する観点から、すべての加入者において効果的な運用が行われるよう支援していくことが重要である。
- この点、加入者の属性等によりふさわしい商品のあり方は異なりうるため、一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような商品が有用であることが少なくない旨、加入者に対し投資教育などで積極的に働きかけていくことが必要である。
- 運用に関する支援強化については、本委員会での議論のいずれの局面を通じても、加入者が制度を利用しやすくし、加入者自身による主体的な運用がより促進されるよう、関係者の不断の取組みが重要であり、加入者のために労使や運営管理機関等が創意工夫をして取組を行うことが望まれる。
- また、国においても、施行後、機会を捉えて、委員会の議論の趣旨が徹底されているかどうかにつき、必要なデータについて把握・確認を行い、その結果を踏まえ、今後ともDC制度が高齢期の所得確保に資する制度となるよう、必要に応じ、措置を講じることが必要である。

# 【参考】確定拠出年金の運用に関する専門委員会

## 1 設置の趣旨

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）が成立し、個人型確定拠出年金に原則全ての国民が加入することができるようになるなど、確定拠出年金制度は、公的年金制度と相まって国民の高齢期の所得確保に係る自主的な努力を支援する制度としてその重要性を増している。

この点も踏まえ、法律の施行に当たっては、確定拠出年金の運用について、より専門的な見地から検討を行う必要があるため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」を設置する。

## 2 主な検討事項

- (1) 確定拠出年金の指定運用方法の選定基準
- (2) 運営管理機関が提示する運用の方法の上限数
- (3) その他

## 3 開催日程

平成29年2月14日から8回開催し、同年6月6日に取りまとめ。

<委員名簿> (五十音順、敬称略) ◎は委員長 ○は委員長代理

氏名	所属・役職
井戸美枝	井戸美枝事務所代表(社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー)
○ 臼杵政治	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授
大江英樹	株式会社オフィス・リベルタス代表取締役
重富健太郎	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局部長
杉浦宣彦	中央大学大学院戦略経営研究科教授
清家武彦	日本経済団体連合会経済政策本部上席主幹
◎ 森戸英幸	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
山崎俊輔	フィナンシャル・ウィズダム代表(ファイナンシャルプランナー)